

長野県報

4月15日(木) 令和3年 (2021年) 第196号

目 次

告 示	
地方税法に基づく軽油引取税に係る特約業者指定の取消し(税務課)	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健	
疾病対策課) ····································	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退(保	
健・疾病対策課)	2
県道の路線廃止及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2
長野県収入証紙売りさばき人の氏名 (名称) 等変更の届出 (会計課)	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課)	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	3
公告	
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)	4
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施(2件)(生活安全企画課)	4
正 誤(情報公開・法務課)	7

長野県告示第236号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

令和3年4月15日

長野県知事 阿 部 守 一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日	
丸市石油 株式会社	長野県安曇野市豊科4778番地	令和3年4月8日	

税務課

長野県告示第237号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和3年4月15日

長野県知事 阿 部 守 一

精神通院医療

医療機関の名称 所 在 地 指定した年月日 きらり在宅診療所 上田市天神2丁目1−22 0AU ビル 5 F − B 令和 3 年 4 月 1 日 佐藤医院 長野市妻科410 令和 3 年 4 月 1 日 株式会社日医調剤上諏訪薬局 諏訪市大手2−3−10 令和 3 年 4 月 1 日 ミツワ西友薬局 諏訪郡富士見町落合一の沢10061−1 令和 3 年 4 月 1 日 訪問看護ステーションコスモス 長野市小島田町449 令和 3 年 4 月 1 日

保健·疾病対策課

長野県告示第238号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和3年4月15日

長野県知事 阿 部 守 一

精神通院医療

医療機関の名称所 在 地辞退年月日クオール松本南薬局松本市野溝西 1 - 9 - 35 - 8令和 2 年10月31日訪問看護ステーションみづうみ諏訪市豊田2400 - 9令和 3 年 3 月31日

保健·疾病対策課

長野県告示第239号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、次の県道の路線を廃止します。

その関係図面は、告示の日から令和3年5月10日まで、長野県建設部道路管理課において、一般の縦覧に供します。 令和3年4月15日

長野県知事 阿 部 守 一

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
054	在关于[mg/é	国立長野療養所	
371	療養所上野線	長野市字上野	

道路管理課

長野県告示第240号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、令和3年4月7日、次のとおり売りさばき人の氏名(名称)等の変更の届出がありました。

令和3年4月15日

長野県知事 阿 部 守 一

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	株式会社 Necessary. 中原	長野県上田市武石小沢根503-4	長野県上田市常田 2 - 17 - 3 セブンイレブン上田常田2丁目店
旧	中原 秀章		長野県上田市常田 2 - 17 - 3 セブンイレブン上田常田2丁目店

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	株式会社 Necessary. 中原		長野県東御市加沢1167- 1 セブンイレブン東部加沢店
旧	中原 秀章		長野県東御市加沢1167- 1 セブンイレブン東部加沢店

報

会 計 課

長野県告示第241号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、令和3年3月31日、次の売りさばき人の 指定を取り消しました。

令和3年4月15日

長野県知事 阿 部 守 一

売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
一般社団法人佐久広域食肉公社	長野県佐久市長土呂1番地1	長野県佐久市長士呂1番地1 一般社団法人佐久広域食肉公社

会 計 課

長野県伊那建設事務所告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年5月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年4月15日

長野県伊那建設事務所長 市 岡 恵利子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 諏訪箕輪線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上伊那郡箕輪町大字東箕輪字馬込2420番の3地先から 上伊那郡箕輪町大字東箕輪字馬込2422番の1地先まで		m $4.8 \sim 10.5$	Km 0.1633
同 上	新	$5.0 \sim 10.6$	0. 1633

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年5月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年4月15日

長野県伊那建設事務所長 市 岡 恵利子

- 1 路 線 名 諏訪箕輪線
- 2 供用を開始する区間

上伊那郡箕輪町大字東箕輪字馬込2420番の3地先から

上伊那郡箕輪町大字東箕輪字馬込2422番の1地先まで

3 供用を開始する期日 令和3年4月15日

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第17号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年5月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年4月15日

長野県飯田建設事務所長 細 川 容 宏

- 1 路 線 名 152号
- 2 供用を開始する区間

下伊那郡大鹿村大河原4530番の1地先から 下伊那郡大鹿村大河原4519番の1地先まで

3 供用を開始する期日 令和3年4月15日

道路管理課



公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。 令和3年4月15日

長野県松本建設事務所長 藤 本 済

1 許可番号

令和3年3月10日 長野県指令2都第30-5号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 塩尻市大字広丘郷原字南原1063-2、1063-3

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘郷原1063-2

竹 下 英 三

松本市大字内田1448 ハヤック 21 205

竹下真悟、竹下瑞恵

都市・まちづくり課

公告

警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習 (以下「講習」という。)を次のとおり行います。

令和3年4月15日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

(1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者